

精華町町名地番住居表示審議会の結果要旨

◆ 開催日時

平成30年10月26日（金） 午前10時から午前11時15分

◆ 開催場所

精華町役場庁舎6階 第2委員会室

◆ 議題

狛田駅東特定土地区画整理事業区域に係る町名地番の変更について

◆ 出席者

武田会長、石本委員、酒井委員、中井委員、片岡委員、
村瀬委員、小林委員、藤本委員

◆ 欠席者

なし

◆ 傍聴者

なし

◆ 会議の概要

1 開会

2 あいさつ

（木村町長） 本日の会議では、現在、事業の最終段階に差し至っている、狛田駅東特定土地区画整理事業について、今年度末の換地処分において、町名や町割りなど、町議会12月会議に付すべき内容について、ご審議を賜るものです。本事業は、本町の歴史的な地名である狛田の名称を掲げ、北部地域における拠点として、また、学研南田辺・狛田地区の玄関口として、新たなまちづくりを進めてきました。まさに、

本日はこの事業の1つの締めくくりともなる、新しいまちの名前をご検討いただくものです。

どうか委員の皆様におかれては、慎重なるご審議をいただき、ご答申を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とします。

3 審議会の設置

① 委員の紹介

② 会長の選出

互選により武田委員が会長に決定

4 諮問

木村町長から武田会長へ朗読して諮問

5 審議

① 諮問事項について（事業概要・事務局案等について事務局より説明）

（i）事業概要について <資料3、4>

粕田駅東特定土地区画整理事業は、精華町が事業の施行者として、公共団体の施行により進めている土地区画整理事業で、区域は近鉄粕田駅の東側、農免道路までの間、南側の精北小学校、北側のこまだ保育所に挟まれた約9.2ヘクタール（大字下粕小字石ヶ町、市場、河原田、車付、下新庄、浄楽、本庄、西川原の各一部）。

事業の施行期間は、平成19年に事業の認可を受け、現在では計画戸数の約220区画のうち、半分の約110件の住居などが建築され、駅前の新しいまち並みが徐々に形成されており、今年度末に換地処分後の完了手続を含め、平成31年度までを施行期間として、現在計画をしている。

事業の目的について、JR下狛駅及び近鉄狛田駅の周辺地域につき、本町の北部地域の玄関口、拠点と位置づけ、拠点としてふさわしい商業機能や交流機能の誘導を進めている。この狛田周辺地域における第1段階の整備として、駅周辺におけるアクセス道路の整備、日常的な買い物ができる商業機能の誘導、また、駅周辺にふさわしい良好な住環境の形成などを目的とし、事業を推進している。

主な公共施設の整備内容について、駅のアクセス道路の整備として、区域のほぼ中央を東西に横断する都市計画道路、狛田駅東線、近鉄狛田駅東側の駅前広場、地域の交流拠点として位置づけており、事業区域のほぼ中央に位置する2号公園などの公共施設の整備が完了している。今後は、駅前の商業施設の立地の推進、近鉄狛田駅東側の駅舎、改札口の整備を推進していく予定である。

(ii) アンケート結果について <資料5>

狛田駅東特定土地区画整理事業の事業区域内の土地所有者及び居住者、総数199名を対象とし、9月21日から10月5日までの間、町名に関する内容及び丁目の区分に関する内容に関して、アンケート調査を実施したところ、全体の40%に当たる81名の回答があった。

アンケート調査の設問1、町名については、事業名称にも使われており、地域の歴史的な地名を生かしたなじみ深く親しみやすい名称である狛田をベースとした、A 狛田〇丁目、B 狛田本通、C その他とに選択肢を設けたところ、狛田〇丁目をつけたものが42名の最も多い結果となった。

設問2番、丁割りにについては、選択肢のB、現在の自治会の区割

りに合わせて丁目を区分するという回答が、31名の最も多い結果となった。

(iii) 町名地番の整理・諮問事項について 〈資料6から8〉

狛田駅東地区の町名地番の整理について、諮問事項に対する事務局からの提案事項をまとめたもの。

(1) 町名地番の整理に関する必要性について、狛田駅東特定土地区画整理事業の施行により、土地の区画変更が行われ、土地や道路の形状などが大きく変化をしている。変更後の土地の区画に合わせて地番をつけ直し整理をするとともに、新たに町割りや町名を設定することにより、地番が規則的に配列されるためわかりやすくなる、救急車などの緊急車両、配達物などの確認が容易になるなど、さまざまな効果が期待される。

(2) 実施区域について、相模都市計画事業狛田駅東特定土地区画整理事業区域の範囲となり、それに隣接、また介在する道路や水路部分も含めて対象となる。

(3) 表示方法について、地方自治法に基づく町界町名地番整理方式と、住居表示に関する法律に基づく、住居表示方式の2つの方式に区分をされている。町界町名地番整理方式は、原則として、建物が建っている土地の所在地が、住所となるものに対して、住居表示方式は、土地の所在地とは別に、建物の所在表示を変更する方式となる。本町でこれまで土地区画整理事業を実施してきた、桜が丘や光台、精華台、祝園西一丁目において、建物が所在する住所と土地の地番が一致するため、混乱が生じにくくなじみやすいという観点から、町界町名地番整理方式を採用してきた経過があり、今回の

実施区域においても、町界町名地番整理方式を採用する案で、提案をさせていただく。

なお、街区や地番の振り方についても、これまでの実施区域と同様に、町役場庁舎の敷地入り口に近い街区または街区内の角地を起点として、右回りの順に付番することで考えている。

(4) 実施区域の町割りについては、町内のこれまでの土地区画整理事業区域では、住区ごとに1つの共通の地名による町割りとなっており、面積規模からも、2つ以上の町割りとする必要性が乏しいため、1つの町とすることで提案する。

(5) 実施区域の丁割りについては、事業区域の面積規模が比較的小さいことから、1ブロック割りとするのが好ましいと考えられるが、区域居住者の方が僧坊自治会と舟自治会の2つの自治会に分かれて加入されている実態や、アンケート結果から自治会ごとにわかりやすい区割りを望む声が多いということも踏まえ、2ブロック割りによる区分を提案する。

(6) 実施区域の町名について、町名の検討においては、地域の歴史的な背景を配慮するとともに、わかりやすく既存の町名などと混乱が生じないように配慮した名称であることを基本的な考え方とする。精華町の北部に位置する、現在の狛田地区は、明治22年の町村制の施行に伴い、下狛村と菱田村が統合して、狛田村となった経緯があり、狛田の名称は、この地域の歴史的な名称でもありまして、駅名にも使用されるなど、なじみ深く、長らく親しまれた名称である。アンケート結果において、自治会を意識した区割りと合わせて、狛田に丁目をつけたものを希望される声が多かったことから、狛田一丁目、狛田二丁目といたく、提案をする。

(主な意見及び結果)

(1) 実施区域について

特に意見なしのため、実施区域は狛田駅東特定土地区画整理事業の区域とすることに決定。

(2) 表示方法について

特に意見なしのため、表示方法は町界町名地番整理方式を採用することに決定。

(3) 実施区域の町割について

(石本委員) それについては異議なし。同じ区画整理区域内で、複数の名前をつけても混乱するだけ。

(酒井委員) 町割りについては、規模も大きくないので1つでいい。

町割について、1町名とすることに決定。

(4) 実施区域の丁割について

(石本委員) 今現在も、この地区に関しては、舟の自治会と、それと僧坊の自治会に加入されているので、提案どおり、この形で分けられた方がいいのではないか。

(酒井委員) 混乱しないように、今の自治会の部分に線に沿って決められているので、提案のとおりでいいのではないか。

町割について、2ブロック割りとすることに決定。

(5) 実施区域の町名について

(中井委員) アンケートの結果を踏まえているので、このままでいいと思

う。提案どおり、名前は狛田一丁目、狛田二丁目です。

(石本委員) この辺りは狛田という名前で浸透しており、住まれている住民の一番身近な名称というところにしてあげたほうがいいのではないかと。

(酒井委員) なじみのある名前であり、狛田というのは、アンケートでも一番多いため、狛田がいい。

町名について、狛田一丁目、狛田二丁目とすることに決定。

② 答申案について

特に意見なし

6 答申

武田会長から木村町長へ朗読して諮問

7 その他

今後のスケジュールについて、事務局より説明

8 閉会

